

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新					旧				
別表 株式等振替制度に係る手数料表					別表 株式等振替制度に係る手数料表				
1. (略)					1. (略)				
2. 発行者に対する手数料					2. 発行者に対する手数料				
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
情報提供請求手数料					情報提供請求手数料				
情報提供請求取次手数料	振替株式 振替投資口 振替優先出資 振替受益権	情報提供請求を行った発行者	(略)	(略)	情報提供請求取次手数料	振替株式 振替投資口 振替優先出資 振替受益権	情報提供請求を行った発行者	(略)	(略)
			Target 保証サイト又は書面による請求の場合	取次ぎ 1 件につき 3万円				(新設)	(新設)
情報提供手数料		機構から機構に備える振替口座簿に記録され	提供 1 件につき 500円	ただし、請求対象期間が 1 日を超える場合には、	情報提供手数料		機構から機構に備える振替口座簿に記録され	提供 1 件につき 500円	ただし、請求対象期間が1日を超

		た情報の提供を受けた発行者	1日を超えた日数1日につき10円を加算する。			た情報の提供を受けた発行者	える場合には、1日を超える日数1日につき10円 書面による交付の場合で10枚を超える場合には、10枚を超える枚数1枚につき10円 をそれぞれ加算する。
	振替口座簿記録事項通知書交付手数料	振替口座簿記録事項通知書の交付を受けた発行者	通知書1通につき500円 ただし、1通の枚数が10枚を超える場合には、10枚を超えた枚数1枚につき10円を加算する。	(新設)		(新設)	(新設)
(略)				(略)			
新株予約権行使請求取次状況公表手数料	振替新株予約権	新株予約権行使請求取次状況の公表の対象となった取扱銘柄の発行者	公表1銘柄につき2万円 ただし、公表期間が1か月を超える場合には、1か月を超えた日数1営業日につき1,000円を加算する。	(新設)			
(注) 1. ~ 8. (略)				(注) 1. ~ 8. (略)			
(削る)				9. 情報提供手数料については、書面による交付の場合に			

<p><u>9.</u> (略)</p> <p><u>10.</u> (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p><u>は、その送付に係る実費相当額を加算する。</u></p> <p><u>10.</u> (略)</p> <p><u>11.</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	---

2. 附則

この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

以 上